

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 30 日

住 所 北海道札幌市白石区東札幌 1 条 1 丁目 1－8
事業者名 株式会社じょうてつ
代表者名 代表取締役社長 高木 克典

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１）旅客施設及び車両等の整備に関する事項
当社が保有する乗合バス車両において低床車両の導入率は 2024 年度終了時、全体の 95.2%（ノンステップ導入率 32%ワンステップ導入率 63%）である。中期的目標として低床車両導入率 100%を掲げているため、今後も引き続き新車・中古車導入による車両入替を継続していく。
（２）①旅客支援、②情報提供、③教育訓練等に関する事項
①主要発着駅や真駒内アイスアリーナといった多客輸送場において、乗務員だけではなく整理員も車椅子固定や障害者の介助を行える体制を整える。
②ＨＰを活用及び改修し、お客様の利便性向上や利用促進を図る。
③「接遇研修モデルプログラム」を用いた全体講習を行い、高齢者及び障害者に対しての基本的な考え方や知識を乗務員や事務員が身に着ける。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両導入（全営業所）	低床車両 新車 6 台（ノンステップ）導入予定。(2025 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
マニュアルの周知	ベビーカーや車いすの乗降を扱うため乗務員へ教育を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子対応 車内人身事故防止の啓発	定期の研修において、車イスで利用するお客様への対応教育を行う。 バス停発車時の着座確認を乗務員に徹底する。発車時の乗務員によるアナウンスの教育を徹底する。(2025 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
Twitter の活用	Twitter を活用し、バスの運休・遅延などの情報公開することでお客様の利便性向上や利用促進を図る。(2025 年度)
車内放送による優先利用の周知	車内放送により、車両の優先席を必要とされているお客様が適切に利用できるよう、優先利用の周知を行う (2025 年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修モデルプログラム活用講習	接遇研修モデルプログラムを活用し、法令や社会的背景から学ぶバリアフリーの基本的な知識を乗務員に周知及び指導する。(高齢者や障害者の方に応じた声掛け等、接客接遇)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両表示	バス車両にて車イス・ベビーカーが利用対応であることを示すマークを掲出し、利用者へ啓発を継続的に行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

特になし。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

弊社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

なし。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。